

(別紙1)

## 論文の内容の要旨

論文題目 フランス都市文化政策の歴史的展開と政策理念の変遷—市民から都市へ  
氏 名 長嶋 由紀子

本研究は、20世紀後半のフランス地方都市における文化政策の展開から、都市文化政策がどのような社会の実現を目指して行われてきたかを示すことを目的としている。

序章では、ローカルな文化的環境をつくる公共政策を、共治（ガヴァナンス）の実践として捉え直す問題意識を示し、市民社会、自治体、中央政府の協働を導いた理念を探るという課題を設定した。そこで注目したのが、1970年代初頭に国の文化政策の指針とされた「文化的発展」

（*développement culturel*）という概念である。国と自治体が協力し、教育や福祉、都市計画などの諸領域と連携して地域の文化的環境をつくる政策は何を目的としたのか、また、その後30年ほどの地方都市の文化政策の実践において、何が「文化的発展」とされたのかを検証する。

そのため、地域文化機関「文化の家」をめぐる資料、そして文化省と自治体による「文化的発展協定」に関する行政文書を分析し、共治の担い手たちによる議論を紐解くこととした。その上で本論を進める前提として、都市文化政策の歴史を5期に分けて概観し、本稿で検討する公共劇場制度と協定制度を概説した。そして、事例として1970年代の先進自治体グルノーブル市（第I章、第II章）、1982年からの地方分権化初期に文化省が積極的に働きかけたナント市および隣接自治体（第III章）、同時期にその文化政策が模範例とされたノール＝パ・ド・カレ地域圏とリール市（第IV章）、分権化後の約10年で政策規模を急拡大したマルセイユ市（第IV章）を選択した。

第Ⅰ章「自治体文化政策創成期の政策理念と市民社会」では、自治体による本格的な文化政策以前に、都市の文化的環境の整備にとりくんだ市民社会に注目し、「文化的発展」の理念が生成された理由とプロセスを明らかにした。そのため、ふたつの「文化の家」の設立運営をめぐって、市民社会と自治体政府が対立を経験したグルノーブルの経緯を検討した。ここでは、ナチス・ドイツ占領からの解放後<sup>リベラシオン</sup>まもなく、文化による社会再建に着手した市民社会が、高度経済成長期には全国的なネットワークを形成して都市文化政策を論じ、国の政策策定にも影響を与えた状況を描いた。

その中心となった人物が、余暇社会学研究で知られる民衆教育運動のリーダー、J.デュマズドイエである。彼が首唱した「文化的発展」は、文化概念を広く定義する「文化的民主主義」と対をなし、人びとの生活の中心に文化を位置づけて、個人や集団の発展を期する政策理念だった。この考え方は、国より先に、市民運動を母体とした60年代の革新自治体の文化政策に反映されている。人格主義の立場から、多種多様な文化的機会の配備を求めた主張は、民主主義の前提である市民参加の実現を目的とし、全体主義を経験した人びとに支持された。60年代の文化政策会議の記録には、当時の活動家の多くがレジスタンス出身であり、人種主義と権威主義に陥ったヴィシー政権期の記憶から、個人が個としての判断力を失う社会に対して、切実な危機感を抱いていたことをみた。彼らの問題意識は、共和国の主権者である人民（*peuple*）が民主主義を担う力に向けられ、社会を構成する各個人が、文化的芸術的な体験を通して、主体性、合理的な判断力、他者への寛容を培うことを求めている。

第Ⅱ章「1970年代革新自治体の実践と理論」は、81年のミッテラン社会党政権成立までを射程とした。本章では、欧州の戦争の記憶に胚胎した「文化的発展」が、1968年の五月革命を経て、より若い世代にいかん論じられたかを、引き続きグルノーブルの文化政策実践記録を参照しながら検討した。また、ここから社会党内の議論へ反映された政策理論の骨子を抽出した。

反戦、反植民地主義、高度資本主義管理体制への批判、そして知識人や学生と労働者の連帯を包含した五月革命前後の議論は、社会の諸次元に存在する「中心-周縁」「支配-非支配」の関係性を捉え、さまざまな形で存続する植民地主義的な「内的実践」を問題にした。五月革命は、「文化の民主化」への異議が顕在化した契機でもある。本稿はなかでも、実存主義哲学者F.ジャンソンの議論を掘り下げ、周縁的な立場にある人びとに働きかける、文化行動の思想を示した。

市民参加に基づく地域民主主義を追求した革新自治体は、実験的要素を含む文化政策を展開した。グルノーブル市政府は、市民団体の活動の調整役を担い、個人の文化的実践に反映される社会格差に配慮し、公共空間にアートを位置づけて市民の「都市への権利」（H.ルフェーヴル）を実現しようと試みている。また「文化の家」や地域文化博物館は、少数者の表現を促し、多様な文化の各固有の価値を示す企画によって、市民が文化を多元的にみる眼を育んだ。

革新自治体の全国的な勢力伸張が、国政の政権交替への潮流となるなかで、各地の実践者が組織した研究会は、文化を人間の「あり方」と定義する立場から文化政策を論じていた。ここで「文化的発展」は、個人が「表現、創造、対決」を経て各自のあり方を変え、個別の変化の総体として社会全体が変わる「プロセス」とされた。また研究会では、多くの個人や社会集団は、「民主化」が対象とする文化とは異なる各固有の文化に価値を置いており、それに立脚してはじめて十全に主体性を発揮できると考えられていた。そのために、個人の尊厳を裏付ける文化を等しく尊ぶ文化的多元主義が希求されたのである。地方分権化への期待のなかで、実践者たちは、地域における人びとの交流のなかに芸術創造を位置づけて議論を喚起し、社会を変革する文化政策を、全国の自治体議員や実践者に呼びかけた。70年代末の都市文化政策は、多様な人びとが、差異を認め合い、ともによりよく生きる社会を実現する政治課題として論じられていた。

第Ⅲ章「第一次地方分権化改革における制度設計」は、分権化に際して、自治体文化政策を支える国の制度がいかに設計されたかを検討した。ミッテラン政権初期の文化省で、自治体との交渉を担当した文化的発展局は、グルノーブル出身者を中心に構成された。本章は、ここに焦点をあて、中央と地方の関係が新たに構築された過程を分析した。

第一次地方分権化改革は、<sup>レジオン</sup>地域圏、県、そして市区町村に相当する<sup>基礎自治体</sup>の各レベルへの自治体権限の明確な配分を原則としたが、例外として、文化領域の権限は階層化されなかった。この枠組みを設けた文化省は、全レベルの自治体と文化的発展協定を署名し、協同を推進した。制度構想の狙いは、決定主体の異なる公的財源を組み合わせ、市民社会や芸術家の活動の多元性と継続性を保証する点にあると説明されている。ナント都市圏内の協定を分析し、この目的の達成を検証したが、同時に文化的発展局が左派自治体連合を支援した一面も確認した。制度設計の背景には、文化問題をめぐる厳しい政治対立があり、77年体制の革新自治体の文化政策を拡大する企図があったと推定される。当時の文化省には「個人や集団レベルまでの分権を進め、発意の力を高める」方針が存在していた。

だが、ミッテラン政権が注力したのは、「文化と経済を結びつけ、創造と創意の機運を高める」新方針だった。とくに社会党政権が、新自由主義的な経済政策への転換を選択した83年以後は、経済や産業と文化の結合が強調されている。86年の<sup>コアレクション</sup>保革共存政権成立で、革新自治体の意志を受け継ぐ文化的発展局の組織は、文化省から消えた。

第Ⅳ章「地方分権化と欧州統合のなかで」では、文化省と自治体の協定が、地方の現実のなかでいかに用いられたかを検証した。構造的な経済危機にあったノール＝パ・ド・カレ地域圏と中心都市リール、そしてマルセイユが署名した協定を分析し、80年代半ば以降の都市文化政策の目的が、急速に地域の経済発展へシフトした実態を描いた。

欧州単一市場に向かう地域間競争に直面した自治体は、協定を手段として、文化による地域

アイデンティティの更新と、都市および地域の対外的な魅力の創出を急いだ。これをリードしたのは、第一に、分権化で権力集中が進んだ公職兼職首長の強大な交渉力である。第二に、専門的な自治体文化行政組織が設置されて、文化政策は都市再開発や経済政策との連携を強化し、経済発展の手段的側面を強めた。そして第三に、創造的な企画運営力や、卓越した独自性をもつ芸術文化団体が、地方政治のニーズに応じながら活動を拡大した傾向がみられた。

終章では、まず「文化的発展」の多義性を整理した。文化による個人の人格の開花を示した理念は、やがて領域横断的な方法論の意味合いを強めた。同じ語で、アートを誘因とする社会変革が論じられたが、まもなく、文化による経済発展を実現する方針とされた。理念の変遷は、市民の共同体としての都市の発展に向けられた文化政策の課題意識が、経済単位としての都市の発展に比重を移した推移を示している。地方分権化に際し、地域民主主義を志向して設計された共治の制度は、都市の競争力を増すために用いられた。そのために、革新自治体の経験と議論に裏打ちされた制度設計の本旨は、大規模化した 20 世紀末の都市文化政策の表層で捉えにくくなったことを指摘した。それは、市民の文化的実践を多元的に支え、対話と交流を誘う芸術創造を地域社会に位置づけることで、市民参加の土台をつくる企図であった。

本論文では、フランス都市文化政策の歴史に、デモクラシーを擁護する人びとが、立場を超えて積み上げた議論と経験が内包されることを示した。文化によって、すべての人間の自由と平等を尊重し、あらゆる市民が公共的意思決定に参加できる条件をつくる意志は、過去の民主主義の危機から生まれたものである。